



2026年 7 月24日

各 位

会 社 名 株式会社イーディーピー
代表者名 代表取締役社長 藤森 直治
(コード番号：7794、東証グロース市場)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 兼 総務部長 高岸 秀滋
(TEL 06-6170-3871)

当社の執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年 7 月24日開催の取締役会において、当社の執行役員及び従業員を対象に、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の執行役員及び従業員に対し、2026年 5 月27日に公表した「中期経営計画 2028」の達成及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入するものであります。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者

譲渡制限付株式の割当対象の執行役員及び従業員（以下、「対象者」という。）は、当社取締役会が定める一定の条件を満たす者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する執行役員及び従業員とする予定であります。

当社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) 割当株式数

本制度に基づき対象者に対して当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、原則として割当を行う事業年度の開始時点における発行済株式総数の0.3%以内としており、その発行又は処分に係る価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

(3) その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、当社取締役会において決定いたします。

以上